福岡地裁が有罪判決

宮浦鉱鉱長室事件裁判で

今新たに燃える怒り

当然だったあの時の闘い

この三月二十八日宮浦鉱鉱長室事件を裁く福岡地方裁判所の刑事部法廷で、松本裁判長はほとんど三池労組側の主張の正しかったことを認めつつも、古賀現組合長をはじめとする九人の活動家に対して〝有罪〟（ただし全員執行猶余）の判決をくだしたが、その判決は返って三池労組の闘いの正しさの確信を高める結果となり、この日被告をはじめ全傍聴者はこれからいっそう命を守る闘いを強めるために、奮闘することを誓い合った。

裁判長は三池の実態がわからぬ

被告　古賀健治

去る三月二十八日、宮浦鉱長室事件に対する判決が、いい渡されました。古賀組合長以下九名、全員有罪（懲役一年～四カ月、執行猶余三年～一年の）判決であります。

私は昭和十九年三月二十五日宮浦鉱に入社以来、養生工をおえて仕繰、採炭、運搬の仕事をしています。三池争議後は中央委員として、微力を組合運動に注いできました。

宮浦鉱長室事件は、三池労組の粉砕を意図した会社が、活動者に対する不当なネライ打ちに端を発して起こったものでありますが、会社は労資関係を無視し、自主的問題の解決を意識的に放棄し、機動隊を導入し、国家権力とグルになってデッチあげたものであります。

私も不当逮捕を受け、柳川署に五日間拘留され、そして不退去、暴力行為などの罪により告訴されました。二年間の執行猶余とはいえ、この判決は私をあぜんとさせました。

この判決は、三十九回の公判を経て行なわれたものでありますが、検事側の証人に立った会社の幹部、職制は、故意に事件をデッチ上げ、何一つ真実性のある証言はしていません。

三井鉱山は三川鉱大爆発で四百五十八名の死者と、八百名をこすCO患者をつくりだしました。このような重大事故であったにもかかわらず検察側は、会社幹部を不起訴処分にしました。われわれに対するデッチ上げ事件とは比較にならないほど鮮明な事実が証明していることであっても、権力と三井独占は馴れ合いで手心を加えています。

松本裁判長は判決文の説明のなかで、判決にいたるまでの公判経過を次の通り述べています。①本件の原因となった昭和四十四年四月二十七日、採重常一番の繰込み時に、徳田主席が江上、井上の両名に、慣行を無視して返事を強制したことは正常とはいえない。②三池労組員が日常的に、三井鉱山の差別や組織介入などの行為に不満を持っていたことも理解される。③江上、井上の両名を処分し、労資の交渉になったときに「刑事事件にしない」という約束があったことも事実だろう。ただそれとは別に、警察官が独自な立場で調査することはあり得る。④三池労組員が鉱長室に抗議に行き江上、井上の不当逮捕に対して会社側の背信行為を追及、若干の激情を発したことは、当時の樋口人事副長がウソをいったことに対する人間の行為として、行き過ぎであるとはいえない。⑤六月九日午後八時頃から、事態拾収のための団体交渉が開かれながら休会に入り、その後再三組合より団交再開を電話で求めたにもかかわらず、翌日午前五時頃になって、藤吉鉱長から団交の打ち切りを告げたことは、会社の誠意が認められない。⑥同六月十七日、機動隊が出動する前に会社の口頭と掲示による、鉱長室より労組員に自主退去の要請がなされたがこれに応じなかったが、これは鉱長室の占拠がこれ以上会社に耐えられなかったものである。⑦三井鉱山に対して警察より自主交渉を持つように勧告をしたが、これも守られなかった――概要以上のようなことでした。ただ行為そのものについては決して違法とはいえないが、座り込みの期間・場所・態様が問題になる、と判断しているのであります。

裁判官は、具体的に、炭鉱という職場の実態を知らない。三井鉱山が行なっている分裂支配の内容を知らない。炭鉱はじまって以来未曽有の炭じん爆発をだした三池で、労働者がより安全を求めて保安の点検と改善を要求する闘いは当然のことのはずです。

私は今回受けた三井鉱山と国家権力の手による判決に対して、大きな不満を持っています。それに三池労組は、沢山の裁判闘争をすすめていますが、これ等の裁判闘争に完全に勝利するにも、まず新労との統一を闘いとることこそ大切です。

不当な判決に怒りを燃やし、今後の闘いを誓いながら、本裁判のために弁護していただいた弁護団の諸先生をはじめ、支援して下さった組合員や主婦会の皆さんに対して、心から厚くお礼を申し上げペンを閉じます。

判決の内容

全被告に対する各判決は、次の通りだった。なおカッコ内は検事の求刑。

古賀春吉組合長　八カ月。執行猶余二年。（一年）
中屋親盛宮浦指導部長　七カ月。執行猶余二年。（一年）
藤沢孝雄さん　一年。執行猶余三年。（一年半）
森田満明中央委員　六カ月。執行猶余二年。（十カ月）
古賀健治中央委員　六カ月。執行猶余二年。（十カ月）
平田憲二中央委員　四カ月。執行猶余一年。（六カ月）
小山一弘さん　六カ月。執行猶余二年。（十カ月）
山田邦恭さん　六カ月。執行猶余二年。（十カ月）
山本行満さん　四カ月。執行猶余一年。（六カ月）

お願い

この十日に、さきの太平洋戦争中、華工（つまり中国人労働者）とともに本国から強制連行され、三井三池炭鉱の生産現場に投げこまれ、死にいたるまで酷使された朝鮮人労働者の実態を調べるため、在日朝鮮総連の調査団が来年、約十日間にわたって活動することとなった。

三池労組はこの調査活動に全面的に協力することになったが、職場の組合員、あるいはその家族のなかで、その当時の実態について少しでも知っている人は、何はともあれ、協力担当ときまった蒲池書記次長のもとまで連絡をお願いしたい。

主張

七四春闘の前進のために

春闘共闘委員会は昨年十月、結成してから今日まで、八三〇万人の労働者を結集し、いまや、戦後の混乱期をのぞいては二〇年間、経験しなかった異常な物価高をつづける悪性インフレ阻止、大幅賃上げを中心に、国民春闘、政治春闘にむけ、鋭いストライキをかまえて決起している。

すでに、三月一日には公労協の二十四時間のストライキを敢行しながら、生活保護者の三万円のインフレ手当、公共料金の二年間の凍結、年金スライド制、ストライキ権の確立という四項目を政府に要求する全国統一行動として実施し、六〇年安保闘争を上廻る大衆の請願行動をつくりだしている。

さらにたたかいは、四月五日から民間労組の大幅賃上げをかちとるためのストライキが計画され、十日からは国鉄、動労、全逓、電通など公労協の九十六時間ストライキと受けつがれ、戦前戦後において、はじめて長時間にわたるゼネストという第二次の統一行動が実行されるのである。

これに対して政府は、独占資本の利益を誘導するための治安対策に狂奔しているのである。

例えば、公労協・公務員のストライキは違法であると威嚇し、物価高になったのは、労働者ならびに国民が、物不足に浮足たっているために異常物価になっている。要は、国民の心がけによって解決できるので協力してほしい。労働者に大幅賃上げをすれば、さらにインフレをおこし、生活保護者や零細企業の倒産を招くなど、まったくデタラメな宣伝をしながら、春闘共闘委員会の組織破壊を執よういにくりかえしてきている。

われわれは、かって三池闘争において耐え難い妥協を迫られたことや、CO闘争にみるように、体制的な合理化攻撃のまえには、人間の生命さえ奪われていくという事実を幾度なく強要されながら日本の労働者階級の組織的、政治的な団結、たかまりを信じて頑張ってきたものである。

七四春闘をめぐる客観的情勢はまさに、高度成長政策を追及してきた日本独占資本の合理化の矛盾を明らかに国民のまえにバクロし一、〇〇〇万人労働者の統一行動に発展しながら、敵を孤立させるまでになっている。

このような情勢をうけて、この春闘における、われわれの任務は

(1)炭労の五七、四〇〇円賃上げ要求を獲得するため、中闘委員会だけに依存することなく自らがインフレ、物価高に対する怒りを、職場と地域からおこしていく。

(2)とくに、三池炭鉱新労組〈第二組合〉の分裂策動を克服するために、職場、地域における身近な新労組員の要求を組みあげ、春闘を大衆的なものにしていく。

(3)国民春闘の基盤であり、地域センターの役割りをもつ地区労の運動に積極的に参加し、階級的連帯をさらに強化発展させるために先頭になってたたかっていく。

(4)とくに、国民春闘の名を悪用した政府や独占資本の思想、宣伝活動にも屈しない春闘にするために、物価問題のなかに埋もれている合理化攻撃を重視する必要がある。政府の発表でさえ、現在の品不足の現象が続けば、全国的に零細企業、下請企業の倒産は、はげしいものがある〈すでに一年間のうち一、〇〇〇件の倒産〉といわれるように、首切り合理化が露骨化するということである。

(5)そのため、春闘のなかで、反合理化闘争という視点にたった、たたかいが組織されないと、大幅賃上げと引換えに、さらに物価値上げと人べらし合理化を押しつけられるということである。

われわれは以上のような七四春闘というきわめて有利な条件のなかで、実質的な労働条件の回復をはかると共に、階級的、政治的な運動を大担に実践していくことによって、三池の歴史的な成果を実りあるようにしなければならない。

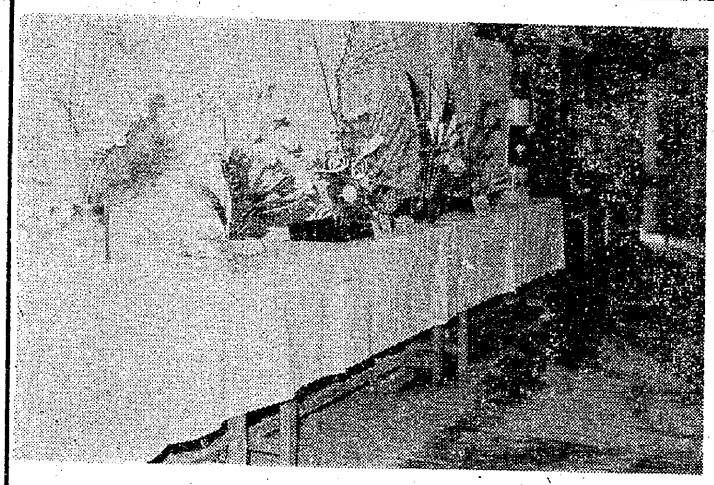

静かに故人の冥福を祈つて

（写真は生花の部）

故久保さん追悼生花盆栽展

四山指導部で

▼…この二十九日から三十一日にかけ、四山指導部は生花・盆栽展でにぎわった。

この催しは、あの三池闘争中三井独占資本おかかえの暴漢の凶刃に倒れた故久保清さんの霊を追悼するために、有志の手により毎年開かれてきているもの。

このたびは特別手当支給の日も重なってかくべつにぎわったが、生花は浦野鶴遊さんの作品をはじめ十七点。盆栽は松にけやきを中心に、宮崎勝さんの作品などほぼ十点だった。

さらに今年生花の部で、三池主婦会会員以外の人の参助があったことが注目されたが、改めて故人の冥福を心から祈っておく。

なお、二十九日は早くも故久保清さんの十五回忌にあたった。